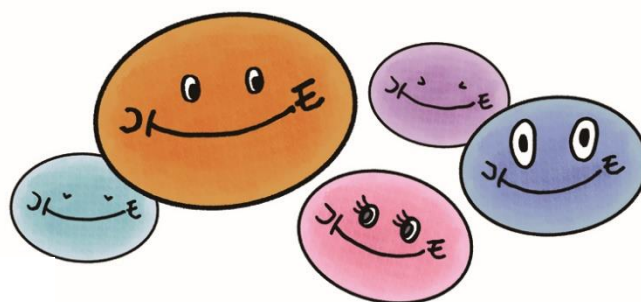
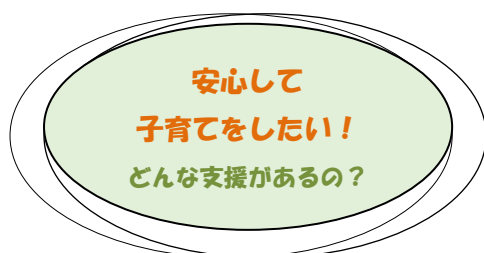
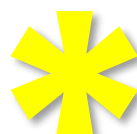
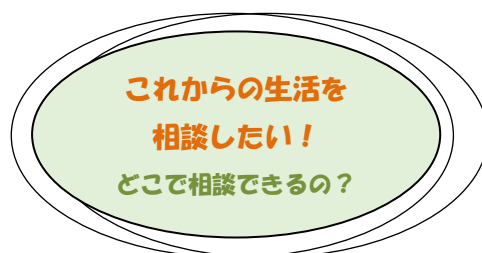


令和6(2024)年度

那須塩原市

＊ひとり親家庭等のための＊
サポートガイドブック



那須塩原市
子ども未来部 子育て相談課
発達支援・ひとり親担当



* はじめに *

ひとり親家庭のための子育てなどの支援をまとめた「那須塩原市ひとり親家庭等サポートガイドブック」を作成しました。このガイドブックは母子家庭・父子家庭・寡婦の方のための制度や各種相談窓口のほか、役立つ情報を紹介したものです。

気になる制度やサービスなどがありましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。

那須塩原市 子ども未来部 子育て相談課
発達支援・ひとり親担当

*ひとり親家庭とは

次のいずれかに該当する方が20歳未満の子どもを養育している家庭をいいます。

- 配偶者が亡くなった方
- 配偶者と離婚した方
- 配偶者の生死が明らかでない方
- 配偶者から遺棄されている方
- 配偶者が海外に居るため、その扶養を受けられない方
- 配偶者が拘禁されているため、その扶養を受けられない方
- 配偶者が精神又は身体の障害により働けないため、その扶養を受けることができない方
- 婚姻によらないで母又は父となった方

*寡婦とは

かつて母子家庭の母であった方で、子どもが成人した後もなお、現在配偶者がいない方をいいます。

このガイドブックで紹介する制度の対象となる方は、次のように表示しています。

母子家庭が対象のもの . . . 母

父子家庭が対象のもの . . . 父

寡婦家庭が対象のもの . . . 寡

※ 制度によっては、上記の表示があっても要件に該当しない場合や利用できないことがあります。ご利用にあたっては、事前にお問い合わせ先へご確認ください。

※ 制度によって、対象の範囲、子どもの年齢等の条件が異なりますので、それぞれの制度の説明で確認ください。

※ ガイドブックの記載内容は概要ですので、各制度の詳細は、各文中の「お問い合わせ先」にご照会ください。

もくじ

* 困ったときの相談	1, 2
* 年金・手当のこと	
児童扶養手当	3
遺児手当、遺族基礎年金、遺族厚生（共済）年金	4
* 暮らしのこと	
ファミリーサポートセンター、利用料助成事業	5
ひとり親家庭医療費助成事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業	5
生活福祉資金、生活困窮者自立支援制度、生活保護	6
母子父子寡婦福祉資金	7
* 住まいのこと	
公営住宅	7
* 子どものこと	
保育園・認定こども園・地域型保育事業所、幼稚園・認定こども園の預かり保育、放課後児童クラブ（学童保育）	8
学習支援教室	9
就学援助	9～11
養育費と親子交流（面会交流）	11
* 仕事のこと	
母子家庭等就業・自立支援センター、母子・父子自立支援プログラム策定事業	
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	12
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業・貸付事業	13
ひとり親家庭高等学校卒業認定試験合格支援事業	14
産業技術専門校	14
とちぎ男女共同参画センター	14
生活保護受給者等就労自立促進事業	15
公共職業安定所（ハローワーク）	15
マザーズコーナー	15
求職者支援制度	16
* 優遇制度	
税の軽減、住民税の非課税、JR通勤定期の割引	17
* お問い合わせ先一覧	18
* パンフレット	

困ったときの相談

各相談窓口では次のとおり相談に応じています

＊母子・父子自立支援員 母 父 寡

ひとり親家庭や寡婦が抱えているいろいろな悩み事の相談に応じたり、職業能力の向上や求職活動に係る支援や情報提供などを行っています。

電話や面接での相談に応じるほか、必要に応じて家庭訪問も行います。

お問い合わせ先	子育て相談課 発達支援・ひとり親担当（Tel0287-46-5538）
---------	-------------------------------------

＊家庭相談員 母 父 寡

子ども（0歳～18歳未満）の養育に関する悩み、子どもに関わる家庭の人間関係についての悩みなど家庭児童の福祉に関する相談に応じています。

電話や面接での相談に応じるほか、必要に応じて家庭訪問も行います。

お問い合わせ先	子育て相談課 児童家庭担当（Tel0287-46-5537）
---------	--------------------------------

＊女性相談支援員 母 寡

DV問題をはじめ女性が抱える様々な悩みなど、電話や面接での相談に応じています。

（DVとは：配偶者やパートナーなど、親密な関係にある者からの暴力をいいます。）

お問い合わせ先	子育て相談課 発達支援・ひとり親担当（Tel0287-46-5538）
---------	-------------------------------------

＊児童相談所 母 父 寡

子ども（0歳～18歳未満）の養育、育児、しつけ、障害、虐待などについての相談に応じています。

電話や面接での相談に応じるほか、児童の問題を専門に担当する児童福祉司が家庭や学校を訪問しています。

お問い合わせ先	県北児童相談所（Tel0287-36-1058）
---------	--------------------------

＊テレホン児童相談 母 父 寡

子どもについての心配や悩みを持っている方や子ども本人が気軽に相談できるよう、専門の相談員が電話で相談に応じています。相談は匿名でも構いません。

お問い合わせ先	Tel028-665-7788 午前9時～午後8時まで通年可（365日、年末年始も含む）
---------	--

＊児童相談所虐待対応ダイヤル 母 父 寡

虐待を受けている可能性がある児童を見つけた場合や、虐待をしてしまうなど子どもの養育で悩んでいる場合など、相談に応じます。相談は匿名でも構いません。

お問い合わせ先	Tel 189（いちはやく） ※一部のIP電話からはつながりません ⇒お近くの児童相談所につながります
---------	--

＊民生委員・児童委員（主任児童委員） ㊤㊦㊧

生活に困っている方や、子どもに関する心配事、DVに関する悩み等のある方などの相談に応じています。

民生委員・児童委員は、母子・父子自立支援員、家庭相談員、女性相談支援員、福祉事務所、児童相談所などと協力して、地域で福祉活動を行っています。

民生委員・児童委員のうち主任児童委員は、児童問題を専門に担当し、児童健全育成、子育て支援等において、行政機関と連携しながら活動しています。

※民生委員・児童委員は、自宅の玄関に「民生委員・児童委員」という門標をかがけています。

お問い合わせ先	社会福祉課 地域福祉係（TEL0287-62-7135） 子育て相談課 発達支援・ひとり親担当（TEL0287-46-5538）
---------	---

＊とちぎ男女共同参画センター相談ルーム ㊤㊦㊧

（女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター）

女性を取り巻く様々な問題や複雑多様な悩みに対応するため栃木県が総合的な相談窓口を設け、女性相談支援員等が相談に応じています。

また、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者の相談に応じたり、保護するなど、助言や支援、必要な情報の提供等を行います。

★ とちぎ男女共同参画センター（パルティ） 住所：宇都宮市野沢町4-1

【相談ルーム】

女性のための相談・配偶者暴力相談 電話番号028-665-8720（相談専用電話）

男性のための相談 電話番号028-665-8724（相談専用電話）

相談の種類		日 時	内 容
女性 の た め の 相 談	一般相談 (面接※は要予約)	月曜日～日曜日 9時～16時	自分の生き方や人間関係等様々な悩みについて女性相談員が相談をお受けします。
	法律相談(面接) (要予約)	毎月第2・第4木曜日 13時30分～15時30分	法律的な問題について女性の弁護士が相談をお受けします。
	DV法律相談(面接) (要予約)	電話でお問い合わせ下さい。	DVについて女性の弁護士が相談をお受けします。
	カウンセリング ルーム(面接) (要予約)	毎月 第2・第4金曜日 13時～16時	悩みや相談を聞いて欲しいなど心理の専門家が支援します。
	配偶者暴力相談 (面接※は要予約)	月曜日～金曜日 9時～20時 土曜日、日曜日 9時～16時	配偶者暴力相談支援センターとして、DVについての相談をお受けします。
男性のための電話相談		毎週 月曜日・水曜日 17時30分～19時30分	自分の生き方や人間関係等様々な悩みについて男性相談員が相談をお受けします。

※面接相談は火曜日～日曜日 9時～16時

※祝休日及び年末年始はお休みです。

年金・手当のこと

＊児童扶養手当 ④⑤

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

◆ 支給要件

次のいずれかに該当する児童（１８歳に達する日以後最初の３月３１日まで（政令で定める程度の障害を有する場合は２０歳未満）を監護している父、母または養育者（父または母に代わってその児童を養育している方）に支給されます。 ※父及び養育者は、生計を同じくしている場合に支給されます。

- １ 父母が離婚を解消した児童
- ２ 父または母が死亡した児童
- ３ 父または母が重度の障害の状態にある児童
- ４ 父または母の生死が明らかでない児童
- ５ その他（父または母から１年以上遺棄している児童など）

◆ 上記の支給要件に該当していても、手当を受給できない場合

- １ 児童または受給資格者が日本国内に住所がないとき
- ２ 児童が児童福祉施設等（保育所を除く）などに入所していたり、里親に委託されたとき
- ３ 児童が父または母と生計を同じくしているとき（その者が政令に定める程度の障害の状態にある場合を除く。）
- ４ 児童が父または母の配偶者（事実上の配偶者を含む。）に養育されているとき

◆ 所得制限

受給資格者及び扶養義務者等の前年の所得に応じ、その年度（１１月から翌年の１０月まで）の手当の支給区分（全部支給、一部支給、全部支給停止）が決まります。

◆ 手当の支給

手当は認定を受けると、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、２か月分ずつ年６回（１月、３月、５月、７月、９月、１１月）支払月の前月までの分が、指定した金融機関の口座に振り込まれます。

◆ 申請手続き

申請の前に、申請に必要な書類などの確認を行ってください。

※ 平成２０年４月分の手当 から児童扶養手当の一部支給停止措置が始まりました。

(1)児童扶養手当受給開始から５年または(2)離婚などから７年のいずれか早いほうの期間が経過したときに、手当の一部が減額される可能性があります。

ただし、就業・求職活動を行い、所定の届出を行えば、支給停止にならない場合があります。

お問い合わせ先

子育て支援課 給付係 (TEL0287-46-5533)

＊遺児手当 母父

父母の一方または両方を失った義務教育終了前の児童を監護しており、一定の条件に該当する方に児童1人につき月額3,000円が支給されます。一定の所得制限があります。

お問い合わせ先	子育て支援課 給付係 (Tel0287-46-5533)
---------	------------------------------

＊遺族基礎年金・遺族厚生（共済）年金 母父

被保険者が亡くなり、その人に扶養されていた配偶者または児童（満18歳に達する日の属する年度末までの間の子、または20歳未満の国民年金法に定める障害の1級・2級に該当する子）に年金が支給されます。国民年金からは「遺族基礎年金」が、厚生年金または共済年金からは「遺族基礎年金＋遺族厚生（共済）年金」が支給されます。ただし、加入していた年金や保険料の納付期間などにより支給されない場合があります。

お問い合わせ先	国民年金は → 国保年金課 国保年金係 (Tel0287-62-7129) 厚生年金は → 大田原年金事務所 (Tel0287-22-6311) 共済年金は → 加入していた共済組合にお問い合わせください。
---------	---



暮らしのこと

＊ファミリーサポートセンター ㊟㊦

子育てのサポートをしてほしい人（利用会員）に、子育てのサポートができる人（サポート会員）を紹介します。サポート内容は、保育施設や習い事の送迎、保護者が仕事やリフレッシュしたいときの子どもの預かりなどです。利用には、事前に会員登録が必要です。子どもの対象年齢は中学3年生までです。

お問い合わせ先	ファミリーサポートセンター（Tel0287-47-6252）
---------	--------------------------------

＊ファミリーサポートセンター利用料助成事業 ㊟㊦

ひとり親家庭等の経済的負担軽減を図るため、利用料の助成事業を実施しています。助成を受けるには、事前登録が必要です。

◆ 助成金額

利用料の2分の1（1月あたり1万円を限度とします。）

お問い合わせ先	子育て支援課 子ども福祉係（Tel0287-46-5532）
---------	--------------------------------

＊ひとり親家庭医療費助成事業 ㊟㊦

ひとり親家庭等の生活の安定と健康増進を図るため、ひとり親家庭の親と子（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）が病気などのため医療機関で診療を受けたとき、窓口で支払う保険診療自己負担分を助成しています。ただし、前年の所得が一定額以上の場合は、対象とならないことがあります。

お問い合わせ先	子育て支援課 給付係（Tel0287-46-5533）
---------	-----------------------------

＊ひとり親家庭等日常生活支援事業 ㊟㊦㊧

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの理由により、一時的に生活援助、保育サービスを必要とする場合、また生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣します。

◆ 手続き

派遣を希望する家庭は、あらかじめ登録が必要です。

お問い合わせ先	那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会（Tel0287-37-5122） 【事務局：那須塩原市社会福祉協議会 地域福祉課 地域支援係】
---------	---

＊生活福祉資金 ⑤④③

他資金からの借入れが困難な低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度です。

なお、母子父子寡婦福祉資金（P7 参照）や各奨学金等の貸付対象となる方は、その借入れを優先してください。（他制度優先が原則です。）

◆ 貸付金の種類

・総合支援資金

失業や収入の著しい減少により、世帯の生活維持ができなくなったなど生活の立て直しが必要なときに、再就労等までの間、生活費や一時的費用を貸し付けて支援するものです。※1

・福祉資金福祉費

所得の少ない世帯や障害・介護など生活課題を抱えている世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図るため、具体的な利用目的に対し貸し付けるものです。

・福祉資金緊急小口資金

緊急的かつ一時的に生計維持が困難となった世帯が、資金の貸付けによってその後の生活及び償還の見通しが立つ場合に貸し付けるものです。※1

・教育支援資金

学費等の捻出が困難な低所得世帯に対し、高等学校や大学等への入学や在学中に必要な経費を貸し付けし、就学と将来の就労を支援するものです。

◆ 貸付利率

総合支援資金及び福祉資金福祉費については、連帯保証人がいる場合は無利子、いない場合は年1.5%。

福祉資金緊急小口資金及び教育支援資金は無利子。

※1：原則として、生活困窮者自立相談支援事業の利用が申請条件です。

お問い合わせ先

那須塩原市社会福祉協議会 地域福祉課 困窮支援係（Tel0287-37-6833）

＊生活困窮者自立支援制度 ⑤④③

仕事や就職活動に不安がある（仕事が長続きしない・仕事の経験がない）、経済的な問題で困っている、家計管理がうまく行かないなど、生活の問題を抱えている方はどなたでもご相談ください。

お問い合わせ先

那須塩原市社会福祉協議会 地域福祉課 困窮支援係（Tel0287-37-6833）

＊生活保護 ⑤④③

生活保護は、病気や失業等で収入がないときや、収入が少なく生活ができないような場合に、利用できる制度です。

生活保護の申請は、現在お住まいの地域を所管する福祉事務所にさせていただくことになります。申請を受けた福祉事務所は、その世帯の収入や資産の状況等について調査したうえで、その世帯が生活保護が必要かどうか判断します。生活保護を受給することになった場合、その保護費は、国の定める保護基準で算定したその世帯の最低生活費と世帯の収入を比べ、その不足分が支給されます。

お問い合わせ先

生活福祉課 保護係（Tel0287-62-7136）

＊母子・父子・寡婦福祉資金 ㊤㊦㊧

母子・父子家庭の生活の安定と、その児童の福祉の向上を図るために各種資金の貸し付けを行います。

- ◆ 貸付を受けられる方 20歳未満の子を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父とその児童寡婦、40歳以上の配偶者のいない女子であって現に児童を扶養していない方（扶養している子どものない方は、前年の所得が一定額以下の方）
- ◆ 貸付金の種類 事業開始資金・事業継続資金・修学資金・技能習得資金・修業資金・就職支度資金・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・就学支度資金・結婚資金の12種類です。
- ◆ 連帯保証人 貸付金の種類によっては、連帯保証人をたてることによって、無利子となります。
- ◆ 償還(返済)方法 定められた期限内に月賦、半年賦、又は年賦で返済します。

※ [詳しくは栃木県ホームページを参照ください](#)➤



お問い合わせ先	子育て相談課 発達支援・ひとり親担当（TEL0287-46-5538）
---------	-------------------------------------

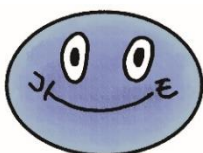
住まいのこと

＊公営住宅 ㊤㊦

20歳未満の子を扶養する配偶者のいない方は、県営又は市営の公営住宅に優先的に入居できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

市営住宅…	お問い合わせ先	やしおプラザ[とちぎ県北不動産業協同組合]（TEL0287-74-2800） 住所：那須塩原市末広町 53-71
-------	---------	---

県営住宅…	お問い合わせ先	那須プラザ[とちぎ県北不動産業協同組合]（TEL0287-74-5901） 住所：那須塩原市末広町 53-71
-------	---------	--



子どものこと

＊保育園・認定こども園・地域型保育事業所 ㊤㊦

保育園や認定こども園、地域型保育事業所は、保護者や同居の家族が仕事をしていたり、病気などの理由で子どもを保育できない場合に利用できます。対象年齢は、乳児（０歳児）から小学校就学前までです。

保育園等では、心身の健全な発達が図られるよう、子どもの年齢や成長に応じた保育を行います。集団保育が可能であれば、障害をもつ児童の保育も実施しております。

また、子育てに関する情報提供や子育て相談も行っています。

更に、産後休暇・育児休業終了後の就業に伴う乳児保育をはじめ、保護者の働き方の多様化に対応できるよう、延長保育や休日保育、病児病後児保育などの保育を実施しています。

入園申し込みは、保育課、子育て支援課給付係本庁舎担当、市民課塩原庁舎担当及び市民課常根出張所において、随時受付しています。（居住地以外の保育園等に入園を希望する場合も同各課が窓口です。）

なお、保育園等に入園する児童を選考する場合には、ひとり親家庭を保育園等の入園の必要性が高いものとして、優先的に入園できるよう配慮しています。

また、ひとり親家庭に対しては、保育料の減免制度があります。

お問い合わせ先	保育課 管理係（TEL0287-46-5536）
---------	--------------------------

＊幼稚園・認定こども園の預かり保育 ㊤㊦

多くの幼稚園では教育課程時間（通常午前１０時から午後２時まで）の前後や夏休み等に園児を預かるサービスを実施しています。預かる時間や利用料金等については幼稚園によって異なります。

お問い合わせ先	希望の幼稚園・認定こども園にお問い合わせください
---------	--------------------------

＊放課後児童クラブ（学童保育） ㊤㊦

仕事などで昼間保護者等が家にいない家庭の児童を、放課後や夏休みなどの長期休業期間中にお預かりし、適切な遊びや生活の場を提供するところです。対象は、小学生の児童です。

また、公設の児童クラブでは、定期利用をしている児童のうち生活保護受給世帯及び就学援助費の交付決定を受けている世帯への減免制度があります。

なお、民設クラブにおける減免制度の実施状況については、各クラブにお問い合わせください。

お問い合わせ先	子育て支援課 子ども福祉係（TEL0287-46-5532）
---------	--------------------------------

＊学習支援教室 ㊤㊦

要保護世帯や準要保護世帯などの中学生を中心に学習支援や進学などの助言等を行い、学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上を図ります。

- ◆開催日時等 開催会場によって異なります。詳しくはお問い合わせください。
- ◆開催場所 厚崎公民館、とようら公民館、西那須野公民館、塩原公民館
(申し込み状況により会場が変わることもあります。)
- ◆費用 無料(テキスト代等も必要ありません。)
- ◆学習支援員(教員OB、大学生、その他経験者)
- ◆学習内容 自主学習としますが、授業で理解できなかったことや宿題、更には受験等に備えての内容についても支援します。(個人の学習到達度に合わせて対応します。)

お問い合わせ先	生活福祉課 生活支援係 (Tel0287-74-2613)
---------	-------------------------------

＊就学援助 ㊤㊦

子どもの就学のためにお金が必要なときは、母子寡婦福祉資金貸付制度に(P7)より、修学資金、就学支度資金の貸付を受けられるほか、次のとおり奨学金など就学援助の制度があります。

1 義務教育就学援助

経済的理由によって、小学校、中学校、義務教育学校への就学が困難な児童・生徒には、学用品費や給食費、修学旅行費などが支給されます。児童扶養手当を受給している方は、申請により、当制度の対象となります。

お問い合わせ先	学校教育課 学校支援教職員係 (Tel0287-37-5289)
---------	----------------------------------

2 那須塩原市奨学資金の給付・貸与

経済的理由により、高等学校、大学等に修学困難な修学希望者に対して、奨学資金の給付と貸与を行っています。他の奨学金との併用が可能です。

◆ 給付型奨学金

＜1人1回限り 20万円＞

○国内進学 ▶本人が保護者が市内に住所を有する人で、国内の大学・短期大学に入学する人
(医療系の大学・短期大学については、在学する人も対象)

○海外留学 ▶本人が保護者が市内に住所を有する人で、海外の大学・短期大学に入学する人

◆ 貸与型奨学金(無利子)

＜高校等：月額1万8千円、大学等：月額3万円又は5万円(いずれか選択)＞

○国内進学 ▶本人が保護者が市内に住所を有する人で、国内の高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・専修学校の専門課程に在学(入学)する人

○海外留学 ▶本人が保護者が市内に住所を有する人で、海外の大学・短期大学に在学(入学)する人

お問い合わせ先	教育総務課 総務係 (Tel0287-37-5231)
---------	-----------------------------

3 高等学校等就学支援金の支給

栃木県内の高等学校等に通学する生徒で、保護者の収入額が一定の所得未満の場合には、授業料に充てるため、申請により、就学支援金の支給が受けられます。(支給期間：全日制36月、定時制・通信制48月)

お問い合わせ先	在学する学校
---------	--------

4 奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）の給付

低所得者世帯（生活保護（生業扶助）受給世帯及び市町村民税所得割が非課税である世帯）に対して、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給します。

お問い合わせ先	国公立→栃木県教育委員会事務局総務課（Tel028-623-3354） 私立→栃木県経営管理部文書学事課（Tel028-623-2056）
---------	--

5 栃木県高等学校等修学資金の貸与

高等学校及び高等専門学校に在学する方で、勉学に意欲があるにも関わらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対して、修学資金の貸与を行っています。

お問い合わせ先	在学する学校
---------	--------

6 公益財団法人栃木県育英会奨学金の貸与

◆ 一般奨学金（高校生等）

- 県内に住所を有する方の子で、高校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）、専修学校高等課程に進学を希望する人
- 県内に住所を有する方の子で、高校等に入学後、奨学金を希望する人
- 県内に住所を有する方の子で、高校等に入学後、主たる家計支持者の死亡や疾病、失職、火災、風水害等のため家計に著しい影響を受け、緊急に奨学金を必要とする人

◆ 入学一時金（高校生等）

県内に住所を有する方の子で、高校（特別支援学校の高等部を含む）、専修学校高等課程に進学を希望する人

◆ 一般奨学金（大学生等）

県内に住所を有する方の子で、大学、短大に進学を希望する人

◆ 入学一時金（大学生等）

県内に住所を有する方の子で、大学、短大、修業2年以上の専修学校専門課程に進学を希望する人

お問い合わせ先	公益財団法人栃木県育英会（Tel028-623-3459）
---------	-------------------------------

7 高等教育の修学支援新制度

住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の大学・短期大学・高等専門学校（4・5年）・専門学校に通う学生は、授業料・入学金の免除もしくは減額と給付型奨学金の支給が受けられます。

◆ 対象となる学校

大学・短大・高等専門学校・専門学校（専修学校専門課程）で、国の定める要件を満たした学校
対象校は日本学生支援機構のホームページにあるリストで確認できます。

◆ 対象となる学生

住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生で、学ぶ意欲がある学生。

◆ 制度の詳細

文部科学省特設サイト「高等教育の就学支援新制度」
日本学生支援機構 奨学金ホームページ「奨学金の制度（給付型）」

お問い合わせ先	給付型奨学金…日本学生支援機構 奨学金相談センター（Tel0570-666-301） 授業料等減免…在学又は進学先の学校
---------	---

8 日本学生支援機構

高等専門学校から大学院までの学費の貸与が受けられます。

お問い合わせ先	在学する学校
---------	--------

9 交通遺児貸付金

交通事故により保護者の方が亡くなったり重度後遺障害を残すこととなった家庭の中学校卒業までの子どもに対して貸し付けを行っています。

◆ 貸付金額

一時金 155,000円 育成資金月額 20,000円

入学支度金（小・中学校入学時） 44,000円

◆ 貸付期間

中学卒業まで

◆ 据置期間

貸付終了後1年以内（高校、大学に進学する場合は、卒業するまで返還が猶予されます。）

◆ 利子及び償還

無利子、20年償還

お問合わせ先	独立行政法人自動車事故対策機構栃木支所（TEL028-622-9001）
--------	--------------------------------------

＊養育費と親子交流（面会交流） ⑤ ⑥

離別世帯の子どもに対する養育の責務は両親にあり、離婚によって変わるものではありませんが、養育費の取り決めは進んでいない状況にあります。それは、養育費の取り決めが、離婚の状況により複雑で難しい場合が多いからです。

しかし、養育費は、子どもが社会人として自立するまで、親権の有無に関わらず、親として負担すべき子どものための費用であり、支払う義務があります。

また、親子交流（面会交流）は、子どもと離れて暮らしている父または母が、子どもと定期的に・継続的に会って話しをしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流することをいいます。

養育費の支払いと親子交流（面会交流）は別の問題で、交換条件にすることはできませんが、養育費は子どもの生活を支えるもの、親子交流（面会交流）は子どもの健やかな成長を願って行うもので、どちらも子どもにとって必要なものです。車の両輪のように実行していくものです。

～ 民法第766条第1項（平成24年4月施行）～

父母が協議上離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

[「こどもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」（法務省ホームページ）](#) ▶



養育費の確保に向けての相談窓口

- ＊子育て相談課 発達支援・ひとり親担当（TEL0287-46-5538）
- ＊母子家庭等就業・自立支援センターにおける弁護士による法律相談（TEL028-665-7801）
- ＊とちぎ男女共同参画センター[パルティ]における法律相談（TEL028-665-7706）
- ＊養育費相談支援センター（TEL03-3980-4108・0120-965-419）
- ＊その他養育費に関する相談窓口等 → 公証役場、家庭裁判所、弁護士会、法律扶助協会

仕事のこと

＊母子家庭等就業・自立支援センター ㊤㊦㊧

ハローワークからの求人情報や独自開拓した求人情報を提供し、就業相談を行うほか、弁護士による無料法律相談や中小企業診断士による企業相談を行っています。

ほかにも、介護職員初任者研修や医療事務研修、パソコン研修等の就業支援講習会を無料（テキスト代のみ有料）で行っています。

※ 県は、（公財）栃木県ひとり親家庭福祉連合会へ事業委託しています。

お問い合わせ先	公益財団法人栃木県ひとり親家庭福祉連合会（Tel028-665-7801）
---------	---------------------------------------

＊母子・父子自立支援プログラム策定事業 ㊤㊦

那須塩原市母子・父子自立支援プログラム策定員（母子・父子自立支援員が兼務）が、児童扶養手当受給者のうち希望する者に対し、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定する事業です。

【内容】

- ・個別面接の実施
- ・本人の生活状況や就業への意欲、資格取得への取り組み等について状況把握
- ・自立支援計画書を策定し、給付金事業や生活保護受給者等就労自立促進事業等の福祉事務所実施事業や、保育所優先入所、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークの活用など、相談者の実情・課題に応じて様々な支援メニューを活用し、相談者の就労・自立支援を図っていきます。

お問い合わせ先	子育て相談課 発達支援・ひとり親担当（Tel0287-46-5538）
---------	-------------------------------------

＊ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 ㊤㊦

母子家庭の母及び父子家庭の父が、就業・自立を目指し就職に結びつく資格や技能を身につけるため、指定された講座（教育訓練給付講座）を受講した場合に、受講料の6割に相当する額（上限あり）が支給されます。

（注1）受講前の事前申請が必要で、一定の所得制限があります。

（注2）雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のある方については、その給付金を差し引いた額が支給されます。

※ [詳しくは市ホームページ参照](#) ➤



お問い合わせ先	子育て相談課 発達支援・ひとり親担当（Tel0287-46-5538）
---------	-------------------------------------

＊ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業 ㊤ ㊦

母子家庭の母及び父子家庭の父が、資格取得のための養成訓練（6か月以上のカリキュラム）を受講する場合の生活負担を軽減するため、修業期間の全期間（上限48か月）訓練促進費が支給されます。

（注1）支給要件等の審査のため、受講前に事前相談が必要です。

（注2）求職者支援制度（P16）における職業訓練受講給付金等の給付を受けている方は対象外になります。

【内容】

- ① 対象資格 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、LPI 認定資格
シスコシステムズ認定資格など
ただし、介護福祉士及び保育士は、まず、求職者支援制度（P16）の利用を検討して下さい。
- ② 支給額 月額 10 万円 （市町村民税課税世帯は 70, 500 円）
※ 修学最終年限の支給額は 4 万円を加算

※ [詳しくは市ホームページ参照](#) ➤



お問い合わせ先	子育て相談課 発達支援・ひとり親担当（TEL0287-46-5538）
---------	-------------------------------------

＊ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 ㊤ ㊦

母子家庭の母及び父子家庭の父のうち、高等職業訓練促進給付金を受けて養成機関に入学する方や、養成機関卒業後資格を取得した方を対象に、入学準備金・就職準備金の貸付を行います。

【内容】

- ① 貸付を受けられる方 高等職業訓練促進給付金の支給を受給していること。
- ② 貸付額 入学準備金 養成機関への入学時に、50万円を上限に貸付
就職準備金 養成機関を修了し、資格を取得した場合に20万円を上限に貸付
- ③ 貸付金の返還免除 養成機関修了から1年以内に資格を活かして就職し、5年間その職に従事した場合には、貸付金の返還を免除します。
- ④ その他 連帯保証人を立てる場合には無利子となります。
申請手続きはひとり親家庭福祉連合会で行いますが、事前に高等職業訓練促進給付金の申請手続きが必要となるため、市子育て相談課発達支援・ひとり親担当において事前相談を行ってください。

お問い合わせ先	母子家庭等就業・自立支援センター（TEL028-665-7801）
---------	-----------------------------------

＊ひとり親家庭高等学校卒業認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親とその子どもが、高卒認定試験の合格を目指すために講座を受講した場合に、その受講料の一部を給付します。

(注) 受講前に事前相談が必要です。

※詳しくは市ホームページ参照 ➤



お問い合わせ先	子育て相談課 発達支援・ひとり親担当 (TEL0287-46-5538)
---------	--------------------------------------

＊産業技術専門校

就職に必要な知識や技能を身につけるために、訓練期間が2か月から12か月までの短期課程と2年間の普通課程(本科・高等コース・資格取得コース)の職業訓練を行っています。短期課程については、産業技術専門校が民間の教育訓練機関等に委託し、3ヶ月程度の職業訓練も実施しています。(託児サービスの利用が可能な講座もございます。)

普通課程(本科)は、授業料等の負担があります(家庭の収入状況により減免となる場合有)が、短期課程及び普通課程(高等コース・資格取得コース)は、テキスト代等の実費負担のみで、授業料等は無料です。

お問い合わせ先	ハローワーク黒磯〔住所地在黒磯地区の方〕（TEL0287-62-0144） ハローワーク大田原〔住所地在西那須野・塩原地区の方〕（TEL0287-22-2268） 栃木県立県北産業技術専門学校（TEL0287-64-4000） （住所：那須町高久甲 5226-24） 栃木県立県央産業技術専門学校（TEL028-689-6374） （住所：宇都宮市平出工業団地 48-4） 栃木県立県南産業技術専門学校（TEL0284-91-0803） （住所：足利市多田木町 76）
----------------	---

＊とちぎ男女共同参画センター ⑤⑥(一部の講座のみ) ⑧

男女共同参画社会の実現を目指す県民の拠点施設として、働きたい女性やキャリアアップを目指す女性のために、パソコンの講習等を実施しています。

また、「しばらく働いていないけど働けるか心配」、「自分の適職がわからない」、「履歴書や職務経歴書の書き方がわからない」というような、就職・再就職に関する相談をお受けします。

とちぎ男女共同参画センター（パルティ）

所在地 宇都宮市野沢町4-1

講座申込・問合せ専用電話 028-665-7706 9時～17時

就職・再就職相談専用電話 028-665-8724

電話・面接相談 毎週水曜日 9～12時、13時～16時

※（面接相談は要予約）面接相談者用予約専用電話028-665-8323 火～土 9時～16時

※ 休館日：毎週月曜日、国民の休日、年末年始 URL <http://www.parti.jp/>

＊生活保護受給者等就労自立促進事業 ㊞ ㊞

就労を希望する児童扶養手当受給者に対して、ハローワークと市母子・父子自立支援員が連携し、支援メニューの中から、相談者のニーズに応じた就労支援を行います。

(1) 職業準備プログラム

- ①職場体験講習 ②職業準備セミナー ③個別カウンセリング ④グループワーク
⑤就労意欲喚起等支援事業

(2) 就労支援メニュー

- ①トライアル雇用の活用 ②公共職業訓練のあっせん ③求職者支援訓練の支援指示
④民間の教育訓練講座の受講アドバイス

お問い合わせ先	子育て相談課 発達支援・ひとり親担当 (Tel0287-46-5538)
---------	--------------------------------------

＊公共職業安定所（ハローワーク） ㊞ ㊞ ㊞

就職を希望される方に対する職業相談及び職業紹介、求人情報の提供、公的職業訓練（ハロートレーニング）のあっせんなどを行う国の機関です。

お問い合わせ先	ハローワーク黒磯 [住所地在黒磯地区の方] (Tel0287-62-0144) ハローワーク大田原 [住所地在西那須野・塩原地区の方] (Tel0287-22-2268)
---------	--

＊マザーズコーナー（完全予約制） ㊞ ㊞

子育てと仕事の両立を希望している方への就職支援を行っています。キッズスペースを設置し、子ども連れでもゆっくり相談できるようにしています。担当制による職業相談・紹介や面接への準備を支援するほか、保育関連サービスや就職支援セミナーなどの再就職に必要な様々な情報を提供します。

ハローワーク大田原内に常時開設しているほか、「いきいきふれあいセンター」「つどいの広場ほっぺ」「つどいの広場ま〜る」でも、それぞれ年に6回出張相談会を行っています。

お問い合わせ先	ハローワーク大田原 [マザーズコーナー] (Tel0287-22-2268)
---------	--

＊求職者支援制度 ㊤㊦㊧

雇用保険を受給できない方などが、職業訓練によるスキルアップを通じて、早期就職を実現するために、国が支援する制度です。

◆ 支援内容

- 1 再就職に必要なスキルを身に付けるための職業訓練を受講できます。
- 2 訓練期間中及び訓練終了後も、ハローワークが積極的な就職支援をします。
- 3 収入、資産などの一定要件を満たす方に、「職業訓練受講給付金」（職業訓練受講手当＝月額 10 万円、通所手当＝通所経路に応じた所定額）を支給します。

◆ 支援の対象となる方

- 1 ハローワークに求職の申込みをしていること
- 2 雇用保険に加入中でない、または雇用保険を受給中でないこと
- 3 働く意志と能力があること
- 4 職業訓練などの支援が必要であるとハローワーク所長が認めたこと

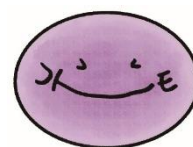
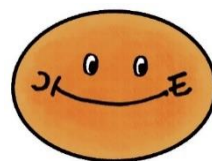
◆ 受講できる訓練

- 1 訓練期間は、1 コース 3～6 ヶ月です。
- 2 訓練は、多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」と特定の職種の職務に必要な実践的能力を一括して習得するための「実践コース」があります。
- 3 民間訓練機関が、厚生労働省の認定を受けた職業訓練を実施します。
- 4 開講予定の具体的なコース情報は、栃木労働局及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

ハローワーク黒磯 [住所地が黒磯地区の方] (TEL0287-62-0144)

ハローワーク大田原 [住所地が西那須野・塩原地区の方] (TEL0287-22-2268)



優遇制度

＊税の軽減 ⑤④③

ひとり親世帯、寡婦世帯の方は、所得税や住民税の軽減措置が受けられます。

◆ ひとり親控除

所得控除額 所得税35万円 住民税30万円

所得者本人（男女問わず。）が、現に婚姻をしていない人（死別又は離別に限らず、未婚の場合も含む。）又は配偶者の生死が明らかでない人で、次に掲げる人

- 1 生計を一にする子（他の人の扶養親族とされていたり、年間の所得が48万円を超える子は除きます。）がいる人。
- 2 年間の所得が500万円以下であること。
- 3 事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる人がいないこと。

◆ 寡婦控除

所得控除額 所得税27万円 住民税26万円

所得者本人が、ひとり親に該当しない人で、次に掲げる人

- 1 夫と離婚してから婚姻していない人で、扶養親族がいる人、又は、夫と死別した後婚姻していない人または夫の生死が明らかでない人
- 2 年間の所得が500万円以下であること。
- 3 事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる人がいないこと。

お問い合わせ先

給与所得のみの方 → 給与支払者へ照会してください。
それ以外の方 → 大田原税務署（Tel0287-22-3115）

＊住民税の非課税 ⑤④③

障害者、未成年、寡婦又はひとり親で前年の所得が135万円以下の方、生活保護法による生活扶助を受けている方などは、住民税が非課税となります。

お問い合わせ先

課税課 市民税係（Tel0287-62-7121）

＊JR通勤定期の割引 ⑤④

児童扶養手当を受けている世帯に属している人は、JR東日本旅客鉄道（株）の通勤定期乗車券を購入する場合に、3割引で購入することができます。事前に市が発行する定期券の購入証明書が必要です。

お問い合わせ先

子育て支援課 給付係（Tel0287-46-5533）

＊お問い合わせ先一覧＊

No.	関係機関名			郵便番号	住所地	電話番号	
1	那須塩原市	子育て相談課	発達支援・ひとり親担当	329-2792	那須塩原市あたご町2-3	0287-46-5538	
2	那須塩原市	子育て相談課	児童家庭担当	329-2792	那須塩原市あたご町2-3	0287-46-5537	
3	那須塩原市	子育て支援課	給付係	329-2792	那須塩原市あたご町2-3	0287-46-5533	
4	那須塩原市	子育て支援課	子ども福祉係	329-2792	那須塩原市あたご町2-3	0287-46-5532	
5	那須塩原市	保育課	管理係	329-2792	那須塩原市あたご町2-3	0287-46-5536	
6	那須塩原市	社会福祉課	地域支援係	325-8501	那須塩原市共壱社108-2	0287-62-7135	
7	那須塩原市	生活福祉課	生活支援係	325-8501	那須塩原市共壱社108-2	0287-74-2613	
8	那須塩原市	生活福祉課	保護係	325-8501	那須塩原市共壱社108-2	0287-62-7136	
9	那須塩原市	国保年金課	国保年金係	325-8501	那須塩原市共壱社108-2	0287-62-7129	
10	那須塩原市	課税課	市民税係	325-8501	那須塩原市共壱社108-2	0287-62-7121	
11	那須塩原市	教育総務課	総務係	329-2792	那須塩原市あたご町2-3	0287-37-5231	
12	那須塩原市	学校教育課	学校支援教職員係	329-2792	那須塩原市あたご町2-3	0287-37-5289	
13	NPO法人 子育てほっとねっと	那須塩原市ファミリーサポートセンター		329-2705	那須塩原市南郷屋5-163 (健康長寿センター内)	0287-47-6252	
14	社会福祉法人 那須塩原市社会福祉協議会 地域福祉課		地域支援係	329-2705	那須塩原市南郷屋5-163	0287-37-5122	
			困窮支援係			0287-37-6833	
15	那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会	事務局：那須塩原市社会福祉協議会		329-2705	那須塩原市南郷屋5-163	0287-37-5122	
16	栃木県	県北児童相談所			329-2723	那須塩原市南町7-20	0287-36-1058
17	栃木県	母子家庭等就業・自立支援センター (公益財団法人栃木県ひとり親家庭福祉連合会)			320-0071	宇都宮市野沢町4-1 (パルティとちぎ男女共同参画センター内1F)	028-665-7801
18	栃木県	とちぎ男女共同参画センター（パルティ）			320-0071	宇都宮市野沢町4-1	028-665-7706
19	那須プラザ（とちぎ県北不動産業協同組合）				325-0061	那須塩原市末広町53-71	0287-74-5901
20	やしおプラザ（とちぎ県北不動産業協同組合）				325-0061	那須塩原市末広町53-71	0287-74-2800
21	ハローワーク黒磯				325-0027	那須塩原市共壱社119-1	0287-62-0144
22	ハローワーク大田原（マザーズコーナー）				324-0058	大田原市紫塚1-14-2	0287-22-2268
23	大田原年金事務所				324-8540	大田原市本町1-2695-22	0287-22-6311
24	大田原税務署				324-8642	大田原市紫塚1-5-54	0287-22-3115
25	宇都宮地方裁判所大田原支部、宇都宮家庭裁判所大田原支部、大田原簡易裁判所				324-0056	大田原市中央2-3-25	0287-22-2112
26	産業技術専門校	栃木県立県北産業技術専門校			325-0001	那須町高久甲5226-24	0287-64-4000
		栃木県立県央産業技術専門校			321-0905	宇都宮市平出工業団地48-4	028-689-6374
		栃木県立県南産業技術専門校			329-4214	足利市多田木町76	0284-91-0803

子どもたちの声

子どもはかなり年齢が高くなっている、自分の気持ちをなかなか上手に言葉にして伝えることができません。また、言葉にならない様々な気持ちを抱えています。だから、親は子どもの態度や行動をよく見守って、言葉にならない言葉を察してあげることが大切です。以下に紹介するのは、親子交流支援者や養育費相談員たちが、支援や相談活動の中で聞いた子どもたちの言葉です。

お母さんの作ったおにぎりは
どうしておいしいの？

(5歳・男)

久しぶりに会ったお母さんに
やさしい気を使っている
男の子です。

お父さん、ちゃんと
ご飯食べている？

(小5・女)

お母さんの前では言えな
かったのですが、お父さん
のことを心配していたこと
を伝えることができました。

お父さんがずっと養育費を
払ってくれているとお母さん
から聞いて、見捨てられたの
ではないと思った。

(中2・男)

毎月1、2回はお母さんと
食事しているから淋しくない。
これからもずっと会いたい。

(小4・男)



父は養育費もきちんと払っ
てくれた。小さいころから
会ってきたので母子家庭で
あることをあまり意識しな
かった。離婚したけど今で
も両親には感謝している。

(18歳・女)

養育費等相談支援センターの業務内容

養育費等相談支援センターは、こども家庭庁の委託を受けて、養育費や親子交流に関する当事者からの相談に応じるほか各地の母子家庭等・自立支援センターや市町村の窓口等で受け付けた相談に対する支援、相談員等を対象とする研修の実施などを行っています。

1 養育費・親子交流相談支援事業

● 養育費・親子交流に関する電話・メールによる相談

電話相談 **0120-965-419** (携帯電話は使えませんので下記におかけください。)

03-3980-4108 (ご希望により当センターが電話をかけなおしています。)

平日(水曜日を除く) **10:00～20:00** 水曜日(祝日を除く) **12:00～22:00**

土/祝日 **10:00～18:00**



チャット形式で
質問ができます。

メール相談 **info@youikuh.or.jp** (相談員が数日中に回答を返信します。)

迷惑メール拒否設定をされている方は【ドメイン指定受信】に「youikuh.or.jp」を追加して送信してください。

全国の都道府県や市町村に置かれている母子家庭等就業・自立支援センターでは養育費に関する相談の他、親子交流等の問題も含めて電話相談や面接による相談を行っています。詳しくは養育費等相談支援センターのホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。

2 研修事業

全国の母子家庭等就業・自立支援センター等で養育費や親子交流に関する相談を行う方のための研修

3 情報提供事業

ホームページ、ニュースレターなどによる相談員等への情報提供
パンフレット、ポスターなどによる養育費確保、親子交流の取決めのための広報活動

2023.06

養育費・親子交流

— 離婚後の親と子の絆のために —

お子さんのために養育費を取り決めていますか？
お子さんは離れて暮らしているお父さんやお母さんと会っていますか？

親が離婚した子どもたちは、
お父さんもお母さんも自分のことを
かけがえのない大切な存在であると
思ってくれていることを知ることによって、
深い安心感と自尊心を育むことができます。
養育費と親子交流は
子どもの健やかな成長を支える
車の両輪です。



こども家庭庁委託事業

養育費等相談支援センター

公益社団法人家庭問題情報センター (FPIC)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階

養育費とは

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。親の養育費支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務（生活保持義務）であるとされています。

取決めの方法

養育費は、離婚後の子どもの養育のために、父母が離婚する前にきちんと話し合っておくことが大切です。離婚する際に取り決めることができなかった場合、子どもを監護養育している親は、離婚後、子どもが経済的・社会的に自立するまでは、子どもと離れて暮らしている親に対していつでも養育費を請求することができます。父母の話し合いで決めることができない場合は、家庭裁判所の調停を利用できます。

金額の決め方

養育費は、離婚後の子どもの養育のために、父母が話し合ってお互いに納得する金額を決めることが大切です。養育費の標準的な金額については、裁判官等の研究によって作成された「養育費の算定表」が参考になります。この「算定表」は裁判所や養育費等相談支援センターのホームページ等でも見ることができます。

金額の変更

養育費は、いったん取り決めても、その後、父母の収入が変化するとき、再婚して扶養家族が増えたときなど、「事情の変更」があれば、増額又は減額について双方が話し合って取り決め直すことができます。



親子交流とは

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができます。

親子交流の方法

親子交流の方法には、父母が話し合って決めた場所に子どもが出かける（連れて行く）方法、子どもと離れて暮らしている親が迎えに来る（訪問する）方法、宿泊を伴う方法などがあります。いずれの場合も、子どもの年齢、健康状態、生活状況等を考慮して無理のないように決めることが大切です。

取決めの方法

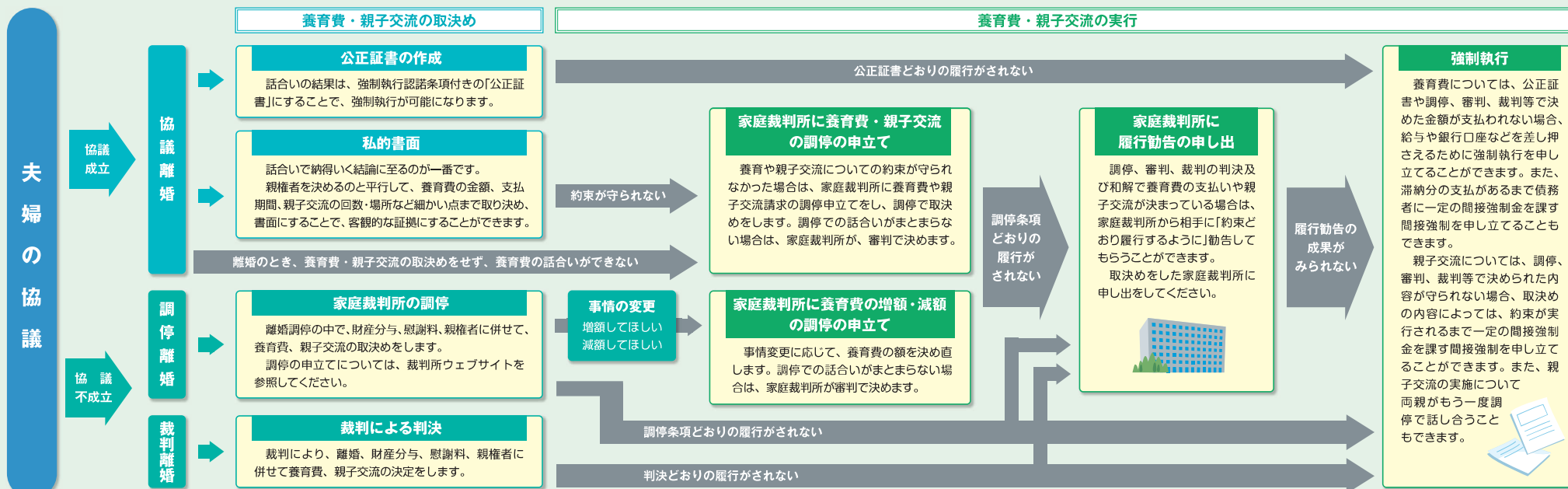
親子交流を行う際には、子どもが安心して交流できるよう、親子交流の頻度、方法、時間、送り迎えの方法、親同士が守らなければならないルールなどを具体的に決めておくことが大切です。取決め内容は、父母が話し合って決めるのが一番ですが、話し合えて決めることができない場合は、家庭裁判所の調停を利用できます。

父母が心がけること

親子交流の際に子どもがのびのびと過ごせるように、子どもの気持ちや日常生活のスケジュール、生活リズムなどを尊重して、会い方や親子交流時の過ごし方を考えましょう。どちらの親も、相手の悪口を言わない、約束を守るなどのルールを守ることが大切です。



養育費・親子交流の手続の流れ



平成23年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面会交流」注（現在親子交流と読みかえる）と「養育費の分担」があること、これらの取決めをするときは子の利益をもっとも優先して考慮しなければならないことが民法に明記されました。民法（明治29年法律第89号）（平成23年の一部改正後のもの）（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）第768条 父母が離婚するときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。～2～4（略）

※養育費や親子交流に関する相談は、養育費等相談支援センターや母子家庭等就業・自立支援センターのほか、法テラス、弁護士会等で行っています。詳しくは養育費等相談支援センターのホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。

ご利用案内

ご利用時間

AM9:00~PM4:00
(月・祝日、年末年始は閉館となります)

お問い合わせ

公益財団法人 栃木県ひとり親家庭福祉連合会
〒320-0071 栃木県宇都宮市野沢町4番地1
パーティ1F

TEL 028-665-7806
FAX 028-665-7802

～ 詳しい情報はホームページをご覧ください ～

公益財団法人
栃木県ひとり親家庭福祉連合会
URL <http://www.tochiboren.jp>



M A P



JR宇都宮駅西口8番のりばから関東バスで約30分
(日光東照宮、今市車庫、船生、山王団地、石那田方面)
とちぎ男女共同参画センター停留所下車、徒歩2分

※宇都宮北道路は高架のため、直接会場には
こられませんので、ご注意ください。

あなたのまちの ひとり親家庭の母・父や寡婦の方の会

● 県内母子寡婦福祉団体 ● (令和3年4月1日現在)

足利市母子寡婦福祉連合会 〒326-0064 足利市東砂原後町1072	☎0284-42-5131 足利市総合福祉センター内
栃本市ひとり親家庭福祉会 〒328-8686 栃本市万町9-25	☎0282-21-2226 栃本市子育て支援課事務取り次ぎ
佐野市母子寡婦福祉連合会 〒327-0511 佐野市水沢町752-2	☎0283-86-3562 関根弘子会長宅
鹿沼市ひとり親家庭福祉会 〒322-0064 鹿沼市文化橋町1982-18 市民情報センター4F	☎0289-63-2177 こども総合サポートセンター こども・家庭相談係
日光市ひとり親家庭福祉連合会 〒321-2522 日光市鬼怒川温泉大原2-6	☎0288-25-3070 日光市社会福祉協議会内
小山市母子寡婦福祉連合会 〒323-8686 小山市中央町1-1-1	☎0285-22-9854 小山市子育て包括支援課家庭児童相談係
真岡市母子寡婦福祉会 〒321-4305 真岡市荒町110-1	☎0285-82-8844 真岡市社会福祉協議会内
大田原市母子寡婦福祉連合会 〒324-0011 大田原市北金丸1755	☎0287-22-7097 川上佳代子会長宅
那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会 〒329-2705 那須塩原市南郷屋5-163	☎0287-37-5122 那須塩原市社会福祉協議会内
那須烏山市母子寡婦福祉会 〒321-0626 那須烏山市初音9-7	☎0287-84-1294 那須烏山市社会福祉協議会烏山支所内
下野市ひとり親家庭福祉会 〒329-0414 下野市小金井789	☎0285-43-1236 下野市社会福祉協議会内
益子町母子寡婦福祉会 〒321-4217 益子町大字益子1532-5	☎0285-70-1117 益子町社会福祉協議会内
茂木町ひとり親家庭福祉会 〒321-3531 茂木町大字茂木1043-1	☎0285-63-4969 茂木町社会福祉協議会内
市貝町母子寡婦福祉会 〒321-3423 市貝町大字市貝1720-1	☎0285-68-3151 市貝町社会福祉協議会内
芳賀町ひとり親家庭福祉会 〒321-3307 芳賀町祖母井南1-6-1	☎028-677-4711 芳賀町社会福祉協議会内
壬生町ひまわり会 〒321-0214 壬生町大字壬生甲3843-1	☎0282-82-7899 壬生町社会福祉協議会内
高根沢町ひとり親家庭福祉会 〒329-1225 高根沢町石末1825	☎028-675-4777 高根沢町社会福祉協議会内
那須町母子寡婦福祉会 〒329-3215 那須町大字寺子乙2566-1	☎0287-72-5133 那須町社会福祉協議会内
那珂川町母子寡婦福祉会 〒324-0608 那珂川町健武1531-5	☎090-4127-1861 葛西京子会長宅

支えられ、支えていく
仲間たちの会



公益財団法人
栃木県ひとり親家庭福祉連合会

公益財団法人 栃木県ひとり親家庭福祉連合会 とは

会員の皆様が、自主的・組織的に活動する会です

本会は、県内の市や町で組織する母子寡婦福祉団体が集まって組織化した団体で、共に助け合い励ましあって幸せを築いていくことを目的に設立されました。ひとり親家庭の総合的福祉の増進を図るための支援活動や市町団体の活動支援を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センター事業等を受託し、相談事業や各種講習会等を実施するなど様々な事業を行っています。

主な自主事業

◇ひとり親家庭交流・研修事業

※栃木県ひとり親家庭福祉研修大会

ひとり親家庭の皆さんが一堂につどい、支援事業の充実に向けて幅広い意見交換を行うとともに、広く県民のみな様にひとり親家庭の実情について発信し、地域社会における支援の輪の拡大を図ります。

※親子ふれあい会の開催

子育て、就労に忙しいひとり親家庭の親と子が楽しいイベントで1日ふれあい心身のリフレッシュを図るとともに、情報交換や仲間づくりを推進します。

◇市町団体支援事業

- ※各種事業助成金の交付
- ※学習支援等事業



◇普及啓発事業

- ※機関紙「白梅」・「ぶちとまと」の発行
- ※ひとり親家庭支援のパンフレットの作成

◇貸付事業

- ※小口資金の貸付(宇都宮在住者を除く)
緊急に必要な生活資金の貸付(5万円限度)
- ※ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付

高等職業訓練促進給付金の支給を受けて、養成機関に入学者や養成機関終了後に資格を取得し、1年以内に取得した資格が必要な業務に従事し、栃木県内で引き続き5年間当該業務に従事する意思がある方の貸付制度です。

◇売店等の経営

- ※栃木県子ども総合科学館内ミュージアムショップの経営
- ※売上はひとり親家庭支援事業の様々な事業にあてています。

受託事業

◇母子家庭等就業・自立支援センター事業 (栃木県・宇都宮市)

「ひとり親家庭」のお母さん、お父さん方への「困りごと相談」や「就職・転職」の応援など自立を支援する様々な事業を総合的に行っています。

このセンター事業は、栃木県と宇都宮市から委託を受け、公益財団法人栃木県ひとり親家庭福祉連合会が運営しています。



就職をめざしている方へ

就業に関する各種の相談を受け付けています。

また、無料職業紹介所として、就業相談や求人情報を提供します。

※就業支援事業 就業相談や求人開拓、無料職業紹介を行っています。

各地区においての巡回相談も行っています。

※就業情報提供事業 求人・求職情報の提供を行っています。

※相談事業 (予約の必要はありません。)

相談員が、電話又は面接で生活や就業の相談を受けています。

★受付：毎週火曜日～日曜日 AM9:00～PM4:00

自立・就業のための各種講習会等

円滑な就業準備や転職を支援するため、就業支援講習会を行っています。(委託事業)

ニチイ学館の各教室での受講となります。会場により開催時期、開催曜日が異なります。

受講料は無料ですが、テキスト代等一部自己負担あり。

※介護員養成研修(介護職員初任者研修)

県内、5会場にて開催。

※医療事務(宇都宮在住者を除く)

県内、2会場にて開催。

※調剤薬局事務(宇都宮在住者を除く)

県内、2会場にて開催。

※パソコン研修(マンツーマン方式、随時受付)

職員が基礎操作を指導します。



困ったとき、悩んでいるときは・・・

経済的・社会的・精神的な悩みを抱えていませんか？

例えばこんな時相談をしてください

- 離婚後の生活に困っている
- 養育費について悩んでいる
- 夫から暴力を振るわれているが、どうしたらいいかわからない。
- 自立したいが、資格取得はどうしたらよいか



一般相談

当センターの相談員が、随時に受け付けています。

※相談受付時間 毎週火曜日～日曜日
AM9:00～PM4:00

専門相談

弁護士による法律相談や企業診断士による経営相談を行っています。(予約制)

※相談日 ●法律相談
原則として毎月第2・4水曜日(午前中)
●経営相談 随時

※相談は無料です。秘密は厳守いたします。

子育てや介護支援が必要な方へ

栃木県からひとり親家庭等日常生活支援事業の委託を受け、子育て支援や生活支援を実施しています。(宇都宮市は独自で実施。)

日常生活支援事業とは

一時的に生活援助や子育て支援が必要なときに、家庭生活支援員の派遣を要請して、生活の安定を図ることを目的とした事業です。



こんな時にご利用いただけます

- 病気の時や行事への参加で、本人または家族が一時的な介護や家事、保育等のサービスを受けたいとき
- 技能習得や就職活動のため、一時的な保育等のサービスが必要なとき

家庭生活支援員の資格

- 生活援助：ホームヘルパー3級以上の資格を有する者又は知事が認めた研修を修了した者
- 子育て支援：厚生労働省が定めた一定の研修を修了した者又はこれと同等の研修を修了した者として知事が認めた者
- 家庭生活支援員養成研修：子育て支援の資格を取得する研修を実施します。

那須塩原市子ども未来部 子育て相談課

＊発達支援・ひとり親担当＊

〒329-2792 那須塩原市あたご町2番3号

TEL 0287-46-5538

FAX 0287-38-1515

e-mail kosodatesoudan@city.nasushiobara.tochigi.jp

ガイドブックは市ホームページからご覧いただけます

那須塩原市 ひとり親 ガイドブック



市ホームページ



©みるひい

令和6(2024)年7月作成